

黒部市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 5 条第 3 項の規定に基づき、黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業に関する実施方針を平成 20 年 1 月 31 日に公表したところであります。

この度、同法第 6 条の規定に基づき、黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定に当たったの客観的評価の結果を公表します。

平成 20 年 6 月 30 日

黒部市長 堀内 康男

特定事業(黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業)の選定について

第1 事業の概要

1 事業の名称

黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業(以下、「本事業」という。)

2 公共施設の管理者等の名称

本施設の管理者は、黒部市長 堀内康男です。

3 事業の目的

黒部市(以下、「市」という。)では、現在、黒部浄化センターで発生する下水道汚泥の処理について、全面的に外部委託しセメント製造施設での再資源化及び産業廃棄物処理施設での埋立処分を行っている状況にあります。また、新川広域圏組合の施設へ搬入している浄化槽汚泥の処理が、平成22年3月末をもって終了し、以後は黒部浄化センターで処理されることになっています。

このような状況において、将来の処理コストの抑制、市況変動へのリスク対応や地域内処理が今後の課題となっています。さらに、地球温暖化防止の観点から、今後バイオマス利活用の新技術導入を推進していく必要性もあります。

本事業は、地域を取り巻くこうした諸課題に対応する地域への貢献施策の一つとして下水道汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥及び食品残渣等を対象にバイオマスの活用を実施し、バイオマス資源の循環利用システムを構築するものです。なお、本事業の実施により以下の事業効果がもたらされると考えられます。

循環システムの構築

民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用することができる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づく事業実施による処理コスト削減及び公共サービス品質の向上

下水道汚泥、生ゴミ及び事業系食品残渣の一体的処理による処理コスト削減

地域内での新たな事業機会・雇用の創出等の地域経済の活性化

全国的に先進的な事業の実施による産業観光の活性化(施設視察者の増加等)

4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、PFI法に基づき、同法第7条第1項の規定によるPFI事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営を行う、BTO方式とします。

PFI事業者が実施する業務は以下のとおりです。

(1) 設計・建設業務

- ・設計業務 設計業務（基本・詳細設計）
設計に伴う各種申請等の業務
設計図書の作成
完成検査
- ・建設業務 全般業務（機械設備建設工事、電気・計装設備建設工事、土木・
建築施設築造工事）
建設に伴う各種申請等の業務
近隣調整及び準備調査業務
- ・試運転業務
- ・その他 出来高検査及び完成検査
完成図書、各種申請図書の提出
国庫補助金申請手続きに係る支援

(2) 維持管理・運營業務

- ・維持管理業務 点検・保守業務
修繕・更新業務
- ・運營業務 濃縮汚泥の受け入れ
事業系食品残渣の受け入れ
バイオマスの処理
回収ガスの有効利用等
プラント運転操作監視
既存脱水設備の運転管理
残渣の処分
- ・有効利用業務（有価利用、非有価利用）
- ・試験業務
- ・ユーティリティ等の調達・管理業務
- ・維持管理・運營業務計画書の策定
- ・引継業務
- ・その他の業務 清掃業務
警備業務
除雪業務
外構維持管理業務
危機管理対応業務
見学者対応
地域住民対応

業務報告書の作成

データ整理、協力

* 維持管理・運營業務の対象は、一部、既存設備等を含む。

5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

設計・建設期間；平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月（試運転期間を含む）

維持管理・運営期間；平成 24 年 4 月～平成 39 年 3 月（15 年間）

6 PFI 事業者の収入

本事業における PFI 事業者の収入は、市からのサービス購入料及び PFI 事業者の追加提案による処理対象物の処理委託料とします。

(1) 市のサービス購入料

市は、PFI 事業者が本施設の設計・建設業務、維持管理・運營業務及び乾燥汚泥の有効利用業務を行う対価として、サービス購入料を支払います。サービス購入料の構成は以下のとおりです。

ア) 設計・建設業務の対価

市は、PFI 事業者が行う本施設の設計、建設業務に対する対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を国庫補助相当分については、設計・建設期間中の各年度の出来高払いにより、一方、国庫補助相当分以外については、割賦方式により PFI 事業者を支払います。

イ) 維持管理・運營業務の対価

市は、PFI 事業者が行う本施設の維持管理・運營業務に対する対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理・運営期間に亘りサービス購入料として PFI 事業者を支払います。サービス購入料は固定料金と変動料金で構成され、変動料金は、汚泥濃縮槽から本施設へ供給される下水道 MICS 事業に関する濃縮汚泥の供給量及び事業系食品残渣の受入量にしたがって、従量制（実績数量×提案単価）で支払います。

(2) 事業者の追加提案による処理対象物の処理委託料

PFI 事業者は、市が要求する下水道汚泥、農業集落排水、浄化槽汚泥、ディスポーザー由来の生ごみ、事業系食品残渣以外の処理対象物を本施設で処理することを追加で提案可能です。当該追加提案による収入については、事業者の収入となります。

第 2 評価の内容

1 評価の方法

(1) 選定の基準

本事業を PFI 方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期

待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準としました。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する PFI 事業者からの税込等の適切な調整を行い、評価を実施しました。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 方式で実施する場合における、定性的な評価を実施しました。

2 定量的な評価

(1) 前提条件

市の財政負担額の算出に当たって、市が本事業を自ら実施する場合と PFI 方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を次表のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

表：定量的評価に係る前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式で実施する場合
算定対象とする収入及び支出の内訳	収入； 事業系食品残渣の処理委託費	収入； 事業系食品残渣の処理委託費 PFI 事業者からの税込（市税）
	支出； 設計費 建設費（備品を含む） 維持管理費 運営費 乾燥汚泥有効利用費	支出； サービス購入料 ¹ アドバイザー費用 ² モニタリング費用 ³
共通条件	事業期間；上記、「第 1 5 事業期間」に示すとおり 施設規模；下水道 MICS 汚泥処理量；約 23,000～26,000m ³ /年 事業系食品残渣処理量；2,100t/年 割引率；2.65% インフレ率；考慮せず	
施設的设计・建設に関する費用	類似施設の実績等に基づき設定	長期・一括発注による効率化や PFI 事業者の創意工夫により、市が自ら実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現できるものとして設定
施設の維持管理・運営に関する費用	類似施設の実績等に基づき設定	同上
資金調達に関する事項	国庫補助金 起債 (30 年返済。うち 5 年据置き)	自己資本 市中借入（15 年返済） 国庫補助金
その他		事業者の追加提案による処理対象物の処理委託料収入は考慮せず

- 1 サービス購入料； 設計・建設業務及び維持管理・運營業務の対価
- 2 アドバイザー費用； PFI 事業に係る事務を外部コンサルタント（アドバイザー）に委託して行うための費用
- 3 モニタリング費用； PFI 事業が適切に遂行されているかどうかの監視（モニタリング）を行うための費用

(2) 算定の方法と結果

前項(1)の前提条件に基づき、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と PFI 方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較しました。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI 方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約 4.1% 縮減することができることとなりました。

3 定性的な評価

本事業を PFI 方式で実施する場合、本市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができます。

(1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営、乾燥汚泥有効利用等の各業務を一括して PFI 事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や PFI 事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できます。

(2) 良質なサービスの継続的な提供

本施設の維持管理、運営、乾燥汚泥有効利用等において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、地域のニーズやその変化に柔軟に対応した、良質なサービスの継続的な提供が期待できます。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と PFI 事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できます。

第 3 評価の結果

本事業を、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 4.1%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができます。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定します。